

文京区空家等対策計画改定（素案）に対する
意見募集の結果について

■意見募集の概要

件名	文京区空家等対策計画改定（素案）について
募集期間	令和4年10月18日（火）～令和4年11月16日（水）まで
提出者／件数	4人／10件
意見の提出方法	電子メール

■意見及び意見に対する区の考え方

No	素案の該当箇所	意見【主旨】	区の考え方
1	第1章 1 計画改定の背景、目的 ■用語の定義	出典：「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」は略称を定義しているので「基本指針」と記載したほうがよい。 【(案) P2の7行目】	出典は重要な内容であり、略称での表記ではわかりにくいことから、正式な名称で記載しております。
2	第1章 1 計画改定の背景、目的	「空家等対策の推進に関する特別措置法」は略称を定義しているので「法」と記載したほうがよい。 【(案) P2の下段のタイトル】	略称を「法」から「空家法」に訂正し、ご意見の箇所を「空家法」に記載いたします。
	第1章 7 法令・国等の動向	「空家等対策の推進に関する特別措置法」は「法」と記載したほうがよい。 【(案) P7の2行目】	
3	第1章 4 空家等に関する対策の対象地区、空家等の種類	「区」は「本区」と記載したほうがよい。 【(案) P5の3行目】	「本区」に記載を訂正いたします。
4	第1章 5 文京区空家等対策計画の位置づけ	「空家等対策の推進に関する特別措置法」は「法」と記載ほうがよい。 【(案) P6の2行目と図4】 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」は「基本指針」と記載したほうがよい。 【(案) P6の2行目と図4】	本文中は、略称で記載いたしますが、図4は国の法令等に基づく本計画の位置づけを示すものであり、重要な内容のため、正式な名称で記載しております。

No	素案の該当箇所	意見【主旨】	区の考え方
5	第1章 7 法令・国等の 動向	「施行」と表2の「全面施行」との 違いは何を意味しているのか？ 【(案) P7の2行目】	「施行」を「全面施行」に記載を訂 正します。
6	第2章 2 前計画策定以 後における区 内空家等の状 況	「・・・進んでいることがわかります」 は「・・・進んでいることがわかります」 のほうがよい。 【(案) P10の(1)】	「分かります」に記載を訂正いた します。
7	第2章 2 前計画策定以 後における区 内空家等の状 況	[前面道路の幅員]の「建築基準法 上の扱いのない道路」の幅員は何m か？ 【(案) P13の図9】	「建築基準法上の扱いのない道 路」を「無接道」に修正いたします。 また、「建築基準法上の扱いのない 道路」は通路等であり、現状では約 0.6mから約3.3mの幅員となってい ます。
8	その他	空家対策についての条例には、賛成 します。特定空家を国の方針にもとづ き、文京区が処置していくことは重要 なことです。 一方、空家を発生させない、発生し た空家を地域社会（コミュニティに） にとってより良い方向での利用を考え ることが必要。 一定エリアで、空家利用計画をつく り、区が認めた主体が、その計画に則 って、利用する。賃貸、購入など。私 たちは、文京区をよりよい地域社会 （コミュニティ）とするためにエリア 活動に賛同、参加をしたいと思いま す。	区内の空家等の分布状況は、各地 域の立地状況によって異なるため、 立地特性に応じた将来的な対応が求 められます。 来年度以降も実施する現況把握の ための現地調査により、各地域の空 家等の分析を進め、地域特性に応じ た予防策や利活用策等の検討を行 い、管理されていない空家等の解消 に努めてまいります。

No	素案の該当箇所	意見【主旨】	区の考え方
9	その他	<p>学生や新社会人に数万円で貸すというのは如何でしょうか。</p> <p>学生の扶養の範囲でも借りられるのであれば、空き家になって長い期間が経った物件でも借りたい人はたくさんいると思います。(私は狭くても木造でも掃除が必要でも数万円で借りられるのであれば今すぐにでも借りたいです。)</p> <p>文京区に勤務及び在学している若者に安く空き家を貸す案を提案させて頂きたいです。</p>	<p>区では、空家等利活用事業を実施し、空家等の利活用を希望する所有者と利活用したい方のマッチングを行っておりますが、現時点では空家等台帳（空家等の利活用を希望する所有者からの申請に基づき、現地調査等を実施し、利活用可能な空家等を登録した台帳）に登録している空家等はありません。</p> <p>今後も、本事業の更なる周知に努めてまいります。</p>
10	その他	<p>文京区は児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が極端に少ない。家賃が高すぎて人件費を圧迫し、事業所の経営が成り立たない現状があります。</p> <p>新規事業者が参入できず、保護者は他区の事業所を必死に探していますが、需要と供給にギャップがありすぎて、保護者は困っています。</p>	<p>本計画とは直接関係ありませんが、区内における児童発達支援等の通所事業所数が十分とはいえない状況に対しては、区としても課題認識をもっております。</p> <p>通所事業所の開設につきましては、東京都の事業者指定を受けることが必要となりますが、事業者から、設置希望場所である本区への事前相談があった場合は、きめ細かい相談対応をしております。</p> <p>また、事業所開設に係る費用の補助などの活用を図り、施設整備を促してまいります。</p>